明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（**総務**九〇）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七三）　一

○農薬を登録した件（**農林水産**二二五八、二二五九）　二

○農薬を再登録した件（**同**二二六〇、二二六一）　二

○農薬の登録が失効した件（**同**二二六二）　四

○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の規定に基づく同号の事業者を指定する件（**経済産業**一七二）　四

○昭和三十八年建設省告示第百六十二号の一部を改正する件（**国土交通**一一九九）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一二〇〇、一二〇一）　五

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一二〇二、一二〇三）　五

○道路に関する件（**関東地方整備局**三一七～三一九）　五

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一四七～一四九）　六

〔国会事項〕　六

〔叙位・叙勲〕　七

〔褒　賞〕　九

〔皇室事項〕　九

〔公　告〕　九

諸事項

裁判所　九

相続、公示催告、失踪、破産、免責、復権、特別清算、再生関係

特殊法人等　二九

警察共済組合役員の就・退職関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

省　令

総務省令第九十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月九日

総務大臣　山本　早苗

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」の次に「福島再生加速化交付金」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十八年度に取得した財産からこれを適用する。